

答申（公表用）

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、「C組合清算報告書が地権者単位で余剰金が算出されている。〇〇計画認可との関連で根拠法令等について、理解出来る文書」（以下「本件請求内容」という。）の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、「〇〇計画認可申請書及び添付書類」及び「C組合決算報告書」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、「〇〇計画認可申請書及び添付書類については、保存期限を経過したため、平成11年度に廃棄している。また、C組合の清算人から、未だ決算報告書の承認申請がなされていないため、当該公文書は存在しません。」として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成18年10月26日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「異議申立人に対して行った公文書不開示決定処分を取り消すとの決定を求めます。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

なお、本件異議申立人から口頭による意見陳述の申立てがあったが、本事案については、本件異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに実施機関の処分理由説明に基づき調査審議を慎重に行っており、本事案の争点も整理されていることなどから、本件異議申立てに係る対象公文書の開示・不開示の審査に当たって、改めて意見を聴取する必要はないと認められるため、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第10条第1項ただし書きの規定に基づき、口頭による意見陳述の機会を付与しなかった。

ア 行政処分は、関係権利者に説明責任がある。基本的人権保護のため行政情報は開

示することを求める。

イ 鹿児島県知事が建設大臣に提出した弁明書は事実とは異なる鹿児島市長の報告による虚偽文書となっている。

ウ 公文書不開示決定通知書において「〇〇計画認可申請書及び鹿児島県知事が認可した〇〇計画に係る起案文書」等は平成11年度に保存期間を経過したため廃棄したと不開示理由を述べているが、行政責任を放棄した違法がある。

エ C組合の設立から解散まで知事が全ての行政責任を負うものである。

オ 公益通報者保護法は、公共利益の擁護を目的として違法行為、不正行為の通報者を保護する目的で制定されているが、陳情書等が提出され、違法行為、不正行為があれば行政庁は不正をただす努力、犯罪については告発する責務がある。

カ 〇〇計画が違法な施行のまま解散認可の行政処分が行われたことが、異議申立ての原因である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求に係る公文書について

開示請求書に記載されている内容から、「〇〇計画認可申請書及び添付書類」及び「C組合決算報告書」と特定した。

(2) 不開示決定の理由

ア C組合について

C組合は、〇〇事業を施行する施行者である。

イ B組合について

B組合は、C組合の一組合員である。

ウ 県について

県は、組合の施行する〇〇事業に係る認可、承認を行う処分庁である。

エ 不開示とした理由について

〇〇計画認可申請書及び添付書類については、保存期限5年を経過したため、平成11年度に廃棄している。また、C組合決算報告書については、不開示決定時において、C組合の清算人から、未だ決算報告書の承認申請がなされていなかったため、

当該公文書は存在しないことから不開示とした。

なお、C組合決算報告書について、再度開示請求がありその一部を開示した。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年10月31日	諮問を受けた。
11月14日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月21日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成19年6月28日	諮問の審議を行った。
7月24日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
8月20日	諮問の審議を行った。
9月10日	諮問の審議を行った。
10月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件請求内容について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア C組合等について

(ア) C組合について

〇〇事業を施行する施行者である。

(イ) B組合について

〇〇事業において、B組合所有地及び同所有地上に存在する全ての建物の権利者としてC組合に参加するC組合の一組合員である。

(ウ) 県について

組合の施行する〇〇事業に係る認可、承認を行う処分庁であり、B組合を一権利者としたC組合に係る〇〇計画を認可している。

イ 本件対象公文書について

実施機関が、本件開示請求書の内容から、本件対象公文書を「〇〇計画認可申請書及び添付書類」及び「C組合決算報告書」と特定したことは、妥当なものであったと認められる。

ウ 本件対象公文書の存否

(ア) 「〇〇計画認可申請書及び添付資料」

a 保存期間について

本庁の各課で作成・取得した公文書については、鹿児島県文書規程（昭和60年訓令第10号）第36条第2項に保存期間を定める基準として示されている別表第3を参考に、同条第3項により各課の長がファイルごとに保存期間を定める

こととなっている。

本件対象公文書のうち、「〇〇計画認可申請書及び添付資料」は〇〇事業に関する文書であり、実施機関の文書管理表において、「〇〇（大分類）－〇〇事業（中分類）」の中の一項目として保存期間を5年と取扱うこととしていたものと認められる。

b 不存在について

本件対象公文書のうち、「〇〇計画認可申請書及び添付資料」については、平成5年度に取得した公文書であるため、平成6年度から平成10年度まで5年間保存の上、平成11年度に廃棄し当該公文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(イ) 「C組合決算報告書」

本件対象公文書のうち、「C組合決算報告書」については、実施機関は、現に決算報告書承認申請を受け付け、承認していることから、本件処分時においてC組合の清算人から決算報告書の承認申請がなされていなかったとの理由で当該公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、念のため、当審査会の事務局職員をして、文書管理の状況や公文書の実際の保存状況を確認させたところ、実施機関の説明のとおり状況であったことから、本件請求内容に係る文書は、開示決定時において存在しなかったものと認められる。

エ その他の主張

異議申立人は、C組合の設立から解散まで知事が全ての行政責任を負うものである等についても主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。